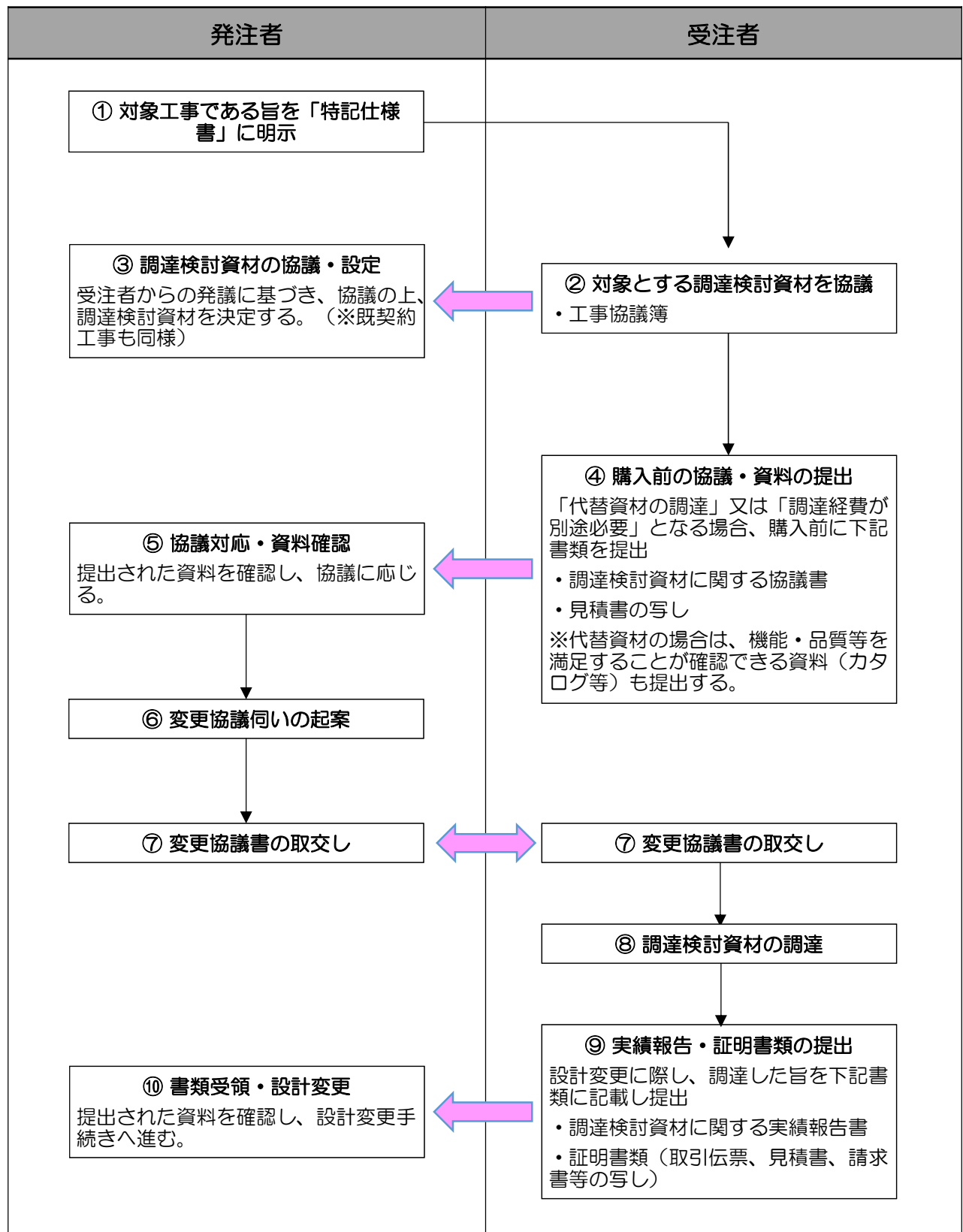


設計変更の流れ

設計変更の流れについては、以下のとおり取り扱うものとする。



- ① 代替資材を調達する場合、通常の設計変更と同様の手続きとする。
- ② 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更、契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- ③ 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
- ④ 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- ⑤ 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。